

平成 30 年 7 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 平成30年7月20日 午後2時00分
閉 会 平成30年7月20日 午後2時50分

2 出席委員等

橋本 教育長 畑 委員 上原 委員
安藤 委員 千 委員

3 欠席委員

平塚 委員

4 出席事務局職員

小橋 教育次長	前川 教育監
西村 管理部長	細野 指導部長
平野 管理課長	相馬 高校教育課担当課長
小笹 保健体育課担当課長	下村 総務企画課副課長
片又 総務企画課副課長	原田 管理課副課長
貴島 総務企画課総括指導主事	岡 総務企画課副主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

ア 6月分1回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

(7) 第22号議案 平成30年6月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【西村管理部長の報告】

- 平成30年6月府議会定例会提出見込議案（その2）のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係議案一件について、異議がない旨の教育長臨時代理議決を行ったので報告する。
- 教育委員会の議案は、第11号議案「平成30年度京都府一般会計補正予算（第2号）」に計上している、「文化財災害復旧事業費」800万円及び「府立学校施設災害復旧事業費」6,000万円の2件である。
- 平成30年7月豪雨により被害を受けた、石清水八幡宮や成相寺などの文化財の災害復旧に対して助成を行うとともに、桃山高校や園部高校などの府立学校において、災害復旧を実施するものである。

【質疑応答】

- 上原委員
文化財の災害復旧について、国の補助はどうなっているか。
- 西村管理部長
国指定については事業費の7割が国庫補助。府は随伴補助で一件につき50万円を出している。
- 橋本教育長
国庫補助金は所有者に対するものなので、府の予算には反映されない。

イ 請願・陳情等の受理状況について

(7) 全小・中学校のブロック塀や通学路、生活道路のブロック塀等の総点検をおこなう、改修のための財政措置を求める要望について

【平野管理課長の報告】

- 平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震で、高槻市の小学校のブロック塀が崩れて女兒が犠牲になるという痛ましい事故が発生したことを受け、新日本婦人の会京都府本部より3点の要望をいただいた。

- 一つ目は府内小中学校のブロック塀及び危険箇所総点検と改修、二つ目は児童生徒がブロック塀沿いを歩かないような指導と見守りの体制、三つ目は通学路、生活道路にあるブロック塀を改修する財政措置についてである。
- 一つ目の府内小中学校のブロック塀及び危険箇所総点検については、府内市町（組合）教育委員会に地震発生日に緊急点検調査を依頼しており、点検結果としては現行法令に適合しないブロック塀を有する市町（組合）立学校は154校となっている。
- 現在、各市町（組合）教育委員会でさらに詳細な調査が進められており、今後はこの調査結果を踏まえ、市町（組合）教育委員会が撤去や改修等、適切な対応ができるよう指導助言をしていきたいと考えている。
- なお、一部の市町（組合）教育委員会では既にブロック塀の撤去を実施している。
- 二つ目の児童生徒がブロック塀沿いを歩かないような指導と見守りの体制であるが、こちらは文部科学省の通知を受けて、危険が認められる箇所については通学路の変更や立ち入りを禁止する等の措置を徹底していただきたいということを、市町（組合）教育委員会及び府立学校に通知している。
- 各市町（組合）教育委員会においては、危険箇所を避けて迂回する通学路に変更されたり、危険な塀から離れて歩くよう指導されたり、また教員や見守り隊が誘導することによって、安全を確保していただいているところである。
- これまでから通学路の安全対策については、防災、防犯、交通安全など様々な観点から地域の子どもは地域で守るという取り組みが行われてきたところで、引き続き市町（組合）教育委員会や関係機関と連携を図りながら安全確保に取り組んでまいりたい。
- 三つ目の通学路、生活道路にあるブロック塀を改修する財政措置については、補助制度の創設等も含めて国に要望しているところである。今後も引き続き国の動向を注視しつつ、府内各市町（組合）教育委員会が必要な財政措置が受けられるよう支援して参りたい。

【質疑応答】

- 安藤委員
通学路の危険箇所の点検について、各地区委員の方やPTAが取りまとめておられるが、その話があまり教育委員会まで届いていないと思う。PTAの協力を得ながらしているものなのか、あるいは市町村だけで調査しているのか、どのように調査しているのか。
- 平野管理課長
例えば長岡京市などにおいては、PTAの方も含めて調査をしてもらっている。これまではブロック塀に関しては危険なものであるという認識がなかったが、PTAにも手伝ってもらい力を合わせて調査してもらっている。
- 橋本教育長
今後、市町の教育長との懇談会があるので、教育委員会まで届いていないのではないかという意見があったと伝えておく。

ウ 大阪府北部を震源とする地震による被害等について

【前川教育監の報告】

- 府立高校で24校、府立特別支援学校で5校、京都市立を除く市町（組合）立

の小学校で41校、中学校で22校、幼稚園で1園被害が出ており、文化財では、国宝2件を含む国指定等が33件、府指定等が17件で、壁の亀裂といった被害が出ている。

- 教育関係機関、社会教育施設も同様で、壁の亀裂、またガラスの割れといった被害が38件出ている。
- 学校の休校状況については、6月18日が府立中学校1校、府立高校16校、京都市立を除く市町（組合）立の幼稚園6園、小学校1校、中学校1校という状況であったが、19日以降は休校していない。
- ブロック塀の点検状況は、府立学校は全て点検を済ませており、33校で現行法令に適合していないブロック塀が確認された。高さ2.2メートルを超えるもの、あるいは控え壁がない、または控え壁の間隔が3.4メートル以上であるものが確認されている。
- 通学路に接している洛北高校の東側の壁は、新聞報道もあったが、撤去の上、新たな壁を設置する方向で工事をしている。
- 通学路に接しているなど、緊急性の高いものから既決予算の枠内執行、あるいは予備費や、補正予算等を活用してブロック塀を直す工事に入る予定である。

【質疑応答】

- 上原委員
今後、現行基準に適合していないブロックを改修していく予定はあるのか。
- 平野管理課長
隣地との境界にある塀は、相手方との話があるので少し時間がかかるが、ブロック塀がどういう場所に面しているかで分類して、優先順位を設けて順に改修していく。

エ 平成30年7月豪雨による被害等について

【前川教育監の報告】

- 休校状況は、7月6日はほぼ全校が休校という措置をとった。通学路付近に川が無いなどの一部の市町においては授業が行われた。
- その後順次休校は無くなっていったが、中丹地域の大江高校は、京都丹後鉄道の被害によって通学手段のない生徒が多数いたため、休校が長くなった。
- 表では13日まで休校となっているが、13日は211名の生徒が登校し、33名の生徒が欠席という状況であった。なお、この日は授業を行わず、翌週の17日月曜日から授業再開となった。
- 12日には高校3年生の定期考査が予定されており、就職希望者もいるので、試験を実施しないわけにはいかなかったため、大江高校の他に舞鶴、綾部、福知山、宮津の四か所に試験会場を設置して、行けるところに生徒が行って定期考査を受験した。なお児童生徒、教職員の人的な被害はない。
- 学校施設の被害状況は、小学校で15件、中学校で5件、府立学校で17件の浸水・土砂崩れ等の被害があった。文化財は国指定等が13件、府指定等が6件ある。社会教育施設は13施設でひさしの一部剥落や土砂の流入等の被害が出ている。

【質疑応答】

- 上原委員

休校していない学校が表にあればわかりやすい。休校の指示は地域ごとなのか、学校判断なのか。市町ごとで判断が違うところがある。どういう基準で休校しているのか。

○ 前川教育監

府立学校については南陽高校の1校だけ休校しなかった。特に南部の府立学校は暴風警報でないと休みではない校内規定のところが多いが、今回は状況に応じて大雨であっても休むよう連絡をした。

小・中学校については市町ごとで判断が分かれており、向日市は氾濫する河川がないので登下校が危険ではないという判断の下、通常通り授業があった。京都市を含むその他の市町は休校であった。

○ 西村管理部長

京都府南部や口丹以北は大雨警報でも、河川が氾濫する可能性があるので、基本的には休みであるが、乙訓地域については、暴風警報以外では通常は休みにならないことになっている。今回は長岡京市や大山崎町は河川の氾濫の可能性があったので、一斉に休校されたということである。

○ 安藤委員

休校になった府立学校では、授業の回復はどう行うのか。

○ 前川教育監

1日、2日の休校なら通常長期休暇を短縮して授業日数を確保している。今回は長期にわたる休校があり、3日までは長期休暇で授業を回復し、4日以上の場合は、例えば半日授業の日にプラス何時間か授業を付け加えるなどの形で回復を図って、授業の進捗が遅れないようにするよう連絡した。大半の学校が3日以内であるので、夏季休業で回復をする予定であるが、大江高校については1、2年生が5日、3年生が4日休業しているの、これについては弾力的に対応したいと思っている。

オ 丹後地域の府立高等学校の校名検討について

【相馬高校教育課担当課長の報告】

○ 丹後地域の府立高等学校の校名については、委員会として校名を決定していくに当たっての考え方等について、第三者的な立場からご意見をいただくため、意見聴取会議を設置して検討を進めていくこととし、学識経験者、保護者及び学校関係者の3名の方を委員として委嘱したところである。

○ 7月10日に第1回意見聴取会議を開催し、その概要を資料に掲載しているが、委員から、学舎を導入する高校については、地元自治体や地元住民の意見をしっかり聞いた方がよいのではないかという意見をいただいた。

○ そのため、丹後地域の小・中・高・特別支援学校に通学する児童生徒及びその保護者、また地域住民の方等を対象としたアンケートを実施することにしたところである。

○ 本日の終業式までに児童生徒にアンケートを配布していただくよう各校に送付するとともに、各市町教育委員会、丹後広域振興局などに送付し、地域の方への周知をお願いしている。

○ 今後実施する第2回、第3回の意見聴取会議においては、地元自治体の代表者から直接意見を伺う場を設けたいと考えており、アンケート結果や意見聴取会議の開催状況等については、今後も随時、教育委員会で報告したいと考えている。

- 意見聴取会議において、地元の方、自治体の方の意見や京都フレックス学園構想の方向性等を踏まえて協議していただき、いただいた意見等を踏まえて校名について検討・立案していきたいと考えている。

【質疑応答】

- 畑委員
校名はとても大事である。アンケートの結果も大事であるが、その結果だけに左右されることのないようにしていただきたい。
- 橋本教育長
数の論理で決めていくことはないようにしたい。
- 上原委員
検討委員の中に地元の方は入っているのか。
- 前川教育監
全ての地域の代表に入ってもらえることは難しいので、一部の意見に左右されないようにするため、検討委員には地元の方を入れないこととした。その代わり地元の意見はアンケート以外に、市町の代表の方の意見を直接伺うという方法をとりたいと思っている。
- 上原委員
ある程度丹後地域のことについて知識や背景を知る、学識ある中立的な立場の人が入ってもいいのかなとは思っている。地元が納得できる校名を検討してもらいたい。
- 橋本教育長
今後の進捗についても教育委員会で報告していきたい。

カ 平成30年度教育委員会重点目標について

【西村管理部長の報告】

- 重点目標については、教育行政を推進するに当たり、当該年度に重点的に取り組む内容とその到達目標を、広く府民の皆様にお示しするものであり、教育委員会では四つの重点事項を掲げている。
- 1点目は学力の向上についてである。質の高い学力を身につけさせるとともに、経済的に困難な環境にある児童生徒の学力向上として、小中学校における京都式少人数教育を推進していくこと、学習内容が高度化する小学校4・5年生段階のつまずきを解消するために個別補充学習を実施すること、小学校英語教育の早期化、教科化に対応する小学校英語教育推進教員の配置などに取り組んでいくことなどを掲げている。
- 2点目は、いじめ不登校対策についてである。いじめ防止対策として従来から実施している未然防止、早期発見、早期解消までの総合的対策に加え、新たにSNSを活用した相談体制の構築や、いわゆるネットいじめに対応するネットいじめ通報サイトを継続設置し、民間企業とも連携したネット監視等に取り組んでいくこととしている。
- 不登校対策としては、京都府における課題解決のためのアクションプランの中で、不登校の未然防止から不登校児童生徒への支援までの充実と、不登校児童生徒が引きこもりにならないための仕組みの構築を検討するとともに、まなび・生活アドバイザーやスクールカウンセラーなど専門家の配置拡充に取り組

んでいくことなどを掲げている。

- 3点目は教職員の働き方改革についてである。今年3月に策定した教職員の働き方改革実行計画に基づく学校指導・運営体制の整備に取り組んでいくために、学校指導体制の整備、専門性を生かしたチーム体制として教員を補助するスタッフであるスクール・サポート・スタッフを小学校に配置するとともに、学校部活動支援のために生徒の引率が可能な部活動指導員等を配置することとしている。
- 業務改善の更なる推進として、タイムカード方式の出退勤時刻記録システムを全府立学校に本格導入し、業務改善に取り組んでいくこととしている。
- また、教員の資質向上についても、京都府における課題解決のためのアクションプランの中で、これからの時代の教育に適切に対応できるよう効果的、効率的に教育の資質能力の向上を図るシステムや方策を検討していくことなどを掲げている。
- 4点目は伝統文化の継承・発展についてである。京都の伝統文化を身に付け、次代に継承する取組として、未指定文化財の調査を進め、暫定登録文化財の登録や文化財の府指定等を拡充するとともに、府内の文化財を活用したツアーを実施し、多くの府民が伝統や文化に接することができるよう取り組んでいくこととしている。
- また、多様な文化を理解できる人材の育成として、経済的に困難な状況にありながらも将来の夢の実現にチャレンジする府立高校生への留学支援や、履修単位を在籍校の単位として認定する、海外サテライト校の設置の拡充に取り組んでいくことなどを掲げている。

【質疑応答】

- 安藤委員
コミュニティ・スクールと地域学校協働本部は何が違うのか。
- 西村管理部長
コミュニティ・スクールは学校運営に住民の方が参画するもの。地域学校協働本部とは、地域の方に学校を支援していただく学校支援地域本部が更に発展したもの。地域によっては同じような活動内容になっているケースがあるが、本来的には趣旨は違うものである。
- 橋本教育長
コミュニティ・スクールは学校の内側、地域学校協働本部は学校の外側のイメージ。両者は実際似ているので、文科省もこれらを車の両輪として一体となって取り組みましようと言っている。

(4) 議決事項

- ア 第23号議案 京都府立高等学校設置条例附則第2項の教育委員会規則で定める日を定める規則の制定について。

【平野管理課長の報告】

- 府立鴨沂高等学校については、改築のため、平成25年8月25日から、元京都産業大学附属中学・高等学校の校舎である、上京区の相国寺門前町に一時移転している。

- この度、改築工事も終了し、7月9日に学校に引き渡しが行われ、7月17日からは運送業者により、引っ越しが行われている。
- 引っ越しについては、新規購入備品の納入も併せて、2学期の開始日である8月25日までに、授業再開に支障がないように日程を組んでいる。
- 府立学校の所在地については、京都府立高等学校等設置条例で定めているが、一時移転中である鴨沂高校の所在地については、同条例の附則で、平成30年8月1日から起算して8月を超えない範囲において教育委員会規則で定める日まで一時移転先の上京区相国寺門前町とすると規定しており、一時移転先の最終日を規定することを教育委員会規則に委任されているところである。
- ついては、改築後の校舎で2学期から教育活動を開始するので、1学期の最終日である平成30年8月24日を「京都府立高等学校等設置条例附則第2項の教育委員会規則で定める日」とし、それを定める規則を制定願いたい。

[原案どおり可決]

(5) 閉会

教育長が閉会を宣告

